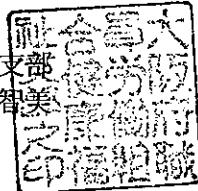


2014年12月1日

大阪府知事 松井 一郎 様
健康医療部長 上家 和子 様

大阪府職員労働組合健康福祉文部
支部長 小山 智美



2015年度府職労健康福祉支部緊急要求書

府民福祉・公衆衛生の向上、職員の労働条件改善のため、下記の項目について、緊急に要求します。部として、誠意をもって回答されるよう強く求めます。

記

1. 労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。
2. 公衆衛生研究所について下記の要求にこたえること。
 - ① 平成25年10月28日に「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所への移行に伴う職員の承継・派遣及び勤務労働条件等について」が提案された。しかしながら、平成26年4月に予定されていた独法化は実施されず、平成26年10月末時点でも独法化の目処は立っていない状況である。提案された勤務労働条件は、平成26年4月の独法化を見据えた提案であり、当然、内容も現在の我々を取り巻く勤務労働条件等を反映していない。よって、本提案及び本提案に付随するすべてのものについて、撤回すること。
② 上記提案を撤回しない場合は、早急に勤務労働条件等の詳細を提示し、十分な協議を尽くすこと。なお、勤務労働条件等については、以下の事項を遵守すること。
 - ア) 従前の労使慣行を遵守すること。
 - イ) 勤務労働条件は現状を低下させず、充実・改善すること。
 - ウ) 職員が所属した組織の違いで、勤務労働条件等に差を設けないこと。
 - エ) 承継・派遣については、個人の希望調査を行い、本人の意思を十分に尊重すること。
 - オ) 派遣については、個人の意見を尊重し、希望職場を確保すること。
 - カ) 派遣を選択した場合、定年退職まで期間を保障すること。
 - キ) 法人が解散した場合、職員の身分保障を行うこと。
③ 獣医師1名（細菌課）、技能労務職員1名（細菌課）、医師2名（ウイルス課）、薬剤師1名（生活環境課）が欠員となっている。そのため、業務が振り分けられ、職員に過重な負担がかかり、勤務労働条件の悪化を招いている。労働条件の改善に必要な措置を講じること。
 - ④ 公衆衛生研究所を健康科学センターに移転する際には、職場環境の安全性を考慮して十分な作業スペースを確保するとともに、地方衛生研究所としてこれまで担ってきた役割が十分果たせるよう、基本構想や基本計画等の移転計画を策定すべきと考える。移転後の職場環境については、職員の安全性を十分に担保すること。

3. 監察医事務所の解剖補助員の欠員状態が続いている、正規職員に過重負担が生じ労働条件の悪化を招いている。労働条件を改善するための措置を講ずること。

要望事項

- 1.公衆衛生研究所の健康科学センターへの移転計画については、職員に十分な説明を行うこと。
- 2.公衆衛生研究所の地方独立行政法人化は行わないこと。
- 3.公衆衛生研究所の地方独立行政法人化を進めるのであれば、平成26年4月18日の府市統合本部会議資料で検討するとされた地方独立行政法人化後の「あり方」を示すとともに、地方独立行政法人化するメリット・デメリットや必要性を合わせて明らかにすること。

以上